

農業と地域の未来をずっと応援していきます

ひびきの

7
2022
No.207

J A 埼玉ひびきの第25回通常総代会



総代会 特別号

J A 埼玉ひびきの

JA埼玉ひびきの | 検索

URL : <http://ja-hibikino.jp/>

代表理事組合長
塩谷 和弘



第25回通常総代会の開催にあたり、総代をはじめ組合員、関係者の皆さまに一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、本来であれば総代会は総代の皆さまにご参集いただき開催いたしたところですが、コロナ感染防止対策として、昨年と同様、今年度の総代会も事前の書面議決による議決権の行使にご協力をいただきました。現況をご理解いただき御礼申し上げます。

おかげさまで通常総代会も25回の節目を迎え、私たち26名の理事と7名の監事は就任2年目となる令和3年度の事業運営を行ってまいりました。農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、まずもって順調

な決算ができましたことをご報告いたします。

去る6月2日に発生した大規模な降ひょうにより、管内の農作物に甚大な被害が発生しました。被災された組合員の皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。JAでは被害発生後、行政や関係機関と連携し、生産者の皆さまに被害作物の講習会を実施するなど、迅速な対応に努めてまいりました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻によって国際情勢が不安定となり、燃料や肥料原料などの物価高が重なり、管内の農業生産に深刻な影響を及ぼしております。

また、依然として終息しないコロナ禍によって、総代会をはじめJAの様々な事業運営に支障をきたしており、当JAはこれまででない厳しい試練に見舞われております。

このような中、事業全体の成果としての事業総利益は、前年対比95.1%、計画対比96.2%で締めることができ、当期剰余金は、前年対比82.6%、計画比139.6%の1億6,700万円余りを計上することができました。これもひとえに、総代の皆さまをはじめ、組合員・利用者のご理

解・ご協力の賜物であり、改めて御礼を申し上げます。

さて、現在JAグループでは、創意工夫ある自己改革に取り組んでおり、不断の自己改革の実践を支えるため、持続可能な経営基盤の強化が喫緊の課題となっております。昨年11月にはJA埼玉県大会が開催され、10年後を見通した「JAのめざす姿」を目標として5つの重点取組事項が決議されました。

当JAにおいても、組合員の皆さまの意思を経営に反映させるため、総代の皆さまにアンケートを実施する初めての試みを行いました。皆さまから頂いた貴重な声を元に今後の方向を検討し、地区別説明会などで対話を重ねてまいります。

令和4年度は自己改革の更なる進化に向けて、役員一同、新たな気持ちで、持続可能な農業と地域共生の未来づくりに

向けた再出発の年にしたいと思います。引き続き皆さまの温かいご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。総代会開催にあたっての挨拶といたします。

目次

- P 2…………ごあいさつ 代表理事組合長 塩谷 和弘
- P 3～4……総代会提出議案
- P 5…………第25期 貸借対照表・第25期 損益計算書
- P 6～7……独立監査人の監査報告書
- P 8…………監査報告書
- P 9…………JA中期3カ年計画について
- P 10～11……1. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への取り組み
- P 12～13……2. 「地域の活性化」「組合員の意思反映」への取り組み
- P 14…………自己改革工程表
- P 15…………JA埼玉ひびきの自己改革工程表（数値編）
- P 16～17……第25回通常総代会 ご意見・ご質問票への回答
- P 18…………JA埼玉ひびきの主な事業取扱高（残高）の推移

第25回 通常総代会開催



議長 荻野浩 議事を進行する

J Aは6月22日、J A本店ひびきのホールにて、第25回通常総代会を開催しました。

当日は、総代567名（内欠員4名）のうち、本人出席51名、書面出席485名の総数536名にご出席いただき、午後1時30分、小暮専務の挨拶で開会しました。

続いて総代会開催にあたり塩谷組合長は、「本来であれば総代会は総代の皆さまにご参加をいただき開催したいところですが、コ

ロナ感染防止対策として、昨年同様、事前の書面議決による議決権の行使にご協力いただきましたこと、御礼を申し上げ、続いて順調な決算が出来た事をご報告申し上げます」と話し「去る6月2日に発生した大規模な降ひょうにより管内の農作物に甚大な被害が発生した事に対し、被災された組合員の皆さまにお見舞い申し上げます」と話しました。

議事進行に移り、議長に荻野浩

氏（第十三区）が選任され審議に入りました。

提出された第1号議案から第7号議案については、第1議案と第2号議案については一括上程され、第3号議案から第7号議案については一括上程され、質疑応答を含め慎重審議の結果、全ての議案が可決・承認されました。

その後、付帯決議についても満場一致で採択され、午後3時30分に総代会が終了しました。

総代会提出議案

【報告事項】

第25期貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の報告について



受付の様子

議決事項

【第1号議案】

第24期事業報告、剰余金処分案の承認について…承認可決

第24期の「事業報告」及び「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。

剰余金処分案（第25期）

（単位：円）

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	367,816,180
2. 剰余金処分額	169,542,285
(1) 利益準備金	50,000,000
(2) 任意積立金	100,000,000
(財務基盤強化目的積立金)	(20,000,000)
(農業振興目的積立金)	(30,000,000)
(金利リスク目的積立金)	(50,000,000)
(3) 出資配当金	19,542,285
3. 次期繰越剰余金	198,273,895

〔注〕

- 出資配当金は10%の割合です。ただし、年度内の増減及び新規加入については日割計算によります。
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額15,000千円が含まれています。

【第2号議案】

金利リスク管理目的積立金の設定について…承認可決

(1)積立目的…

保有する有価証券に対する金利変動等によるリスクによって発生した損失を補填することを目的として積立を行うものです。

(2)積立目標額…有価証券保有目標額の10/1000相当額

(3)取崩基準…年度中において有価証券の売却等により損失を計上した場合にその金額を上限に必要な額を取り崩す。

(4)当期積立額…50,000千円

【第3号議案】

中期3カ年計画の設定について…承認可決

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの「中期3カ年計画」のご承認をお願いするものです。

【第4号議案】

第26期事業計画の設定について…承認可決

第26期の「事業計画」のご承認をお願いするものです。

【第5号議案】

定款の一部変更について…承認可決

農協法施行規則並びに令和元年会社法整備法による農協法改正に伴い、必要な規程整備を行うため、定款の一部変更をお願いするものです。

【第6号議案】

令和4年度（第26期）における理事の報酬について…承認可決

昨年度の支給実績、事業実績、経済情勢、埼玉県JA役員報酬給与等審議会の答申等を考慮して、令和4年度の理事の報酬については総額4,520万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬

額、支給方法などについては、理事会にご一任願いたいと存じます。なお、理事は27名であります。

【第7号議案】

令和4年度（第26期）における監事の報酬について…承認可決

昨年度の支給実績、事業実績、経済情勢、埼玉県JA役員報酬給与等審議会の答申等を考慮して、令和4年度の監事の報酬については総額1,120万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては、監事の協議にご一任願いたいと存じます。なお、監事は7名（うち員外監事1名）であります。



第25期 貸借対照表

(令和4年3月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
1 信用事業資産	150,773,970
(1) 現 金	589,333
(2) 預 金	104,315,522
(3) 有 価 証 券	24,971,112
(4) 貸 出 金	20,877,156
(5) その他の信用事業資産	118,080
(6) 貸 倒 引 当 金	△97,235
2 共済事業資産	12,756
(1) その他の共済事業資産	12,756
3 経済事業資産	1,002,579
(1) 経済事業未収金	644,358
(2) 経済受託債権	71,933
(3) 棚 卸 資 産	241,518
(4) その他の経済事業資産	94,668
(5) 貸 倒 引 当 金	△49,900
4 雑 資 産	173,725
(1) 雑 資 産	185,740
(2) 貸 倒 引 当 金	△12,015
5 固 定 資 産	3,566,691
(1) 有 形 固 定 資 産	3,563,371
(うち 減価償却累計額)	△5,170,317
(2) 無 形 固 定 資 産	3,319
6 外 部 出 資	8,876,048
(1) 外 部 出 資	8,876,048
7 繰延税金資産	180,317
資産の部合計	164,586,089

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
1 信用事業負債	153,914,119
(1) 貯 金	153,875,182
(2) 借 入 金	10,208
(3) その他の信用事業負債	28,728
2 共済事業負債	598,313
(1) 共 済 資 金	328,701
(2) 未経過共済付加収入	254,980
(3) 共済未払費用	13,219
(4) その他の共済事業負債	1,412
3 経済事業負債	374,726
(1) 経済事業未払金	217,833
(2) 経済受託債務	156,863
(3) その他の経済事業負債	30
4 雑 負 債	262,548
5 諸 引 当 金	158,587
負債の部合計	155,308,295
(純 資 産 の 部)	
1 組合員資本	9,762,900
(1) 出 資 金	2,011,226
(2) 資本準備金	15,263
(3) 利益剰余金	7,747,429
(うち当期剰余金)	(167,366)
(4) 処分未済持分	△11,019
2 評価・換算差額等	△485,106
純資産の部合計	9,277,794
負債及び純資産の部合計	164,586,089

第25期 損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業総利益	2,019,555
(1) 信用事業収益	867,911
(2) 信用事業費用	99,153
信用事業総利益	768,758
(3) 共済事業収益	605,661
(4) 共済事業費用	54,012
共済事業総利益	551,649
(5) 購買事業収益	3,428,654
(6) 購買事業費用	2,949,970
購買事業総利益	478,683
(7) 販売事業収益	348,092
(8) 販売事業費用	202,248
販売事業総利益	145,844
(9) その他事業収益	29,111
(10) その他事業費用	14,679
その他事業総利益	14,432
(11) 指導事業収入	14,425
(12) 指導事業支出	26,812
指導事業収支差額	△12,386

科 目	金 額
2 事業管理費	1,930,984
(1) 人 件 費	1,248,760
(2) 業 務 費	214,178
(3) 諸 税 負 担 金	53,434
(4) 施 設 費	414,203
(5) その他事業管理費	406
事業利益	88,570
3 事業外収益	176,991
4 事業外費用	37,081
経常利益	228,480
5 特別収益	5,524
6 特別損失	6,028
税引前当期利益	227,976
法人税、住民税及び事業税	40,002
法人税等調整額	20,607
法人税等合計	60,609
当期剰余金	167,366
当期首繰越剰余金	207,055
会計方針の変更による累積的影響額	△6,996
遡及処理後当期首繰越剰余金	200,059
事務所整備目的積立金取崩額	390
当期未処分剰余金	367,816

独立監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書(謄本)

令和4年5月27日

埼玉ひびきの農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 福島 英樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高原 透

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、埼玉ひびきの農業協同組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第25期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、埼玉ひびきの農業協同組合の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 25 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第25事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人（又は内部監査部門）等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月30日

埼玉ひびきの農業協同組合

代表監事	荒木義雄		監事	福島健	
常勤監事	岩田義雪		監事	木村清	
監事	畑野俊文		監事	小島勇	
監事	橋爪一松				

(注) 監事 荒木義雄は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

監事 岩田義雪は農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

以上

第3次 中期3カ年計画書

(令和4年度から令和6年度)

I. はじめに

J Aを取り巻く経営環境は急速に変化しており、農業者の高齢化や担い手不足による事業基盤の縮小、組合員の世代交代、正・准組合員の構成の変化をはじめ、直面する課題は山積しております。

こうした中、当J Aにおける前期の3カ年計画では自己改革の3つの基本目標を掲げ「創造的自己改革の実践」に取り組んでまいりました。具体的には、令和2年4月に美里・児玉・神川の各営農経済センターを南部営農経済センターに集約、令和3年3月には経年劣化した上里カントリーエレベーター・児玉ライスセンターの機械装置の更新工事を実施、令和3年4月からは機構改革を行ない「くらしの相談課」「直販課」「営農支援課」を新設し体制整備、運営強化を図ってまいりました。併せて、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念も取入れた活動を開始いたしました。

次期3カ年計画につきましては、取り組む方向性を「持続可能な農業・地域共生社会の未来づくり」とし、前回からの継続性と経営環境が激変する新時代に対応した「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

II. 経営理念・経営戦略

1. 経営理念「誰一人取り残さない持続可能な未来づくり」

私たちJ A埼玉ひびきのの役職員は、これまで実践してきた自己改革の取り組みを強化・継続するための事業方針を明確にし、SDGsへの取り組みと自己改革を通じて「誰一人取り残さない持続可能な未来づくり」を実現させるため、組合員や地域住民の期待に応えるべく活動します。

2. 経営戦略

(1) 持続可能な食料・農業基盤の確立

国産国消の実践に向け、生産工程管理による農業生産の拡大と生産コストの削減に取り組み、安全安心な国産農畜産物の安定的供給できる持続可能な農業基盤の確立を行います。

(2) 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立

組合員との対話運動を基本に、J Aへの信頼を高め関係を強化する活動を通じて、その声をJ A事業や活動への意思反映につながる取り組みを実践します。

(3) 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

将来の経営状態を適切に把握し、事業の成長戦略の策定や業務の効率化を図り、不断の自己改革の実践に向けた経営基盤の強化に取り組みます。

III. 期間

令和4年度から令和6年度までの3カ年

IV. 基本方針

令和4年度は、令和3年11月に開催された「J A埼玉県大会」において、10年後の「めざす姿」が提起され、「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」など、自己改革の原点でもある「めざす姿」の実現をめざし決議されました。

当J Aにおける次期3カ年計画につきましては、J A埼玉県大会の決議に基づき、前回の3カ年計画の取り組み効果の総括を活かし、今後も組合員との対話運動の継続や農業基盤の確立に向けた生産工程管理等に重点を置き「不断の自己改革」を通じて、農業・地域・J Aが激変する新時代に対応し、さらに発展しつづける為、3つの基本目標（農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化）の実現に向け、以下の重点実践事項（5つの柱）に取り組めます。

- 持続可能な食料・農業基盤の確立
- 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立
- 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- 協同組合としての役割発揮を支える人づくり
- 「食」「農」「地域」「J A」にかかる県民理解の醸成

目標達成による効果	責任部署	実績値 (近似値)	目標値 (KPI)			SDGs項目
			2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
組合員の所得増大	営農販売課	1反あたり 470kg	1反あたり 470kg	1反あたり 480kg	1反あたり 490kg	
組合員の所得増大	営農販売課	取組面積 83ha	取組面積 85ha	取組面積 88ha	取組面積 90ha	
組合員の所得増大	営農販売課	新規取組	取扱高 1,800万円	取扱高 2,500万円	取扱高 3,000万円	
組合員の所得増大	営農販売課	取扱量 3,800 t	取扱量 4,000 t	取扱量 4,200 t	取扱量 4,500 t	
組合員の所得増大	営農販売課	新規取組 8人	新規取組 20人	新規取組 20人	新規取組 20人	
人材の育成	営農販売課 営農支援課	営農指導員 毒劇資格保有者 職員割合25.2%	R3年度 割合+3%	R3年度 割合+5%	R3年度 割合+7%	
組合員の所得増大	営農支援課	年間17件	年間20件	年間23件	年間26件	
組合員の所得増大	営農販売課	新規就農 32人	新規就農 40人	新規就農 40人	新規就農 40人	
組合員の所得増大	直販課	直売所売上 14億円	直売所売上 15億円	直売所売上 16億円	直売所売上 17億円	
直売所の集客向上	直販課	LINE登録者 205件	LINE登録者 500件	LINE登録者 1,000件	LINE登録者 1,500件	
直売所の集客向上	直販課	収穫体験 年12回開催 イベント 年6回開催	収穫体験 年15回開催 イベント 年6回	収穫体験 年15回開催 イベント 年6回	収穫体験 年15回開催 イベント 年6回	
組合員の所得増大 直売所の活性化	直販課	講習会 年5回開催	講習会 年10回開催	講習会 年15回開催	講習会 年15回開催	
組合員の所得増大 直売所の活性化	直販課	新規加入者 31人	新規加入者 40人	新規加入者 50人	新規加入者 55人	
組合員の所得増大	直販課	取扱高 1,700万円	取扱高 1,800万円	取扱高 1,900万円	取扱高 2,000万円	
農業生産の拡大	営農支援課	提案回数 4回	提案回数 5回	提案回数 5回	提案回数 5回	
農業生産の拡大	営農支援課	取扱量 300ha分	取扱量 310ha分	取扱量 320ha分	取扱量 330ha分	
農業生産の拡大	営農支援課	新規取組	取扱品目 農薬 4品	取扱品目 農薬 8品	取扱品目 農薬10品 肥料 2品	
農業生産の拡大	営農支援課	取扱量 1,000本	取扱量 1,200本	取扱量 1,300本	取扱量 1,400本	
農業生産の拡大	営農支援課	実施件数 2,300件	実施件数 2,400件	実施件数 2,450件	実施件数 2,500件	
農業生産の拡大	農機自動車センター	取扱高 1,200万円	取扱高 1,300万円	取扱高 1,400万円	取扱高 1,500万円	
農業生産の拡大	農機自動車センター	開催回数 1回	開催回数 5回	開催回数 5回	開催回数 7回	
農業生産の拡大	営農支援課	提案品目 6品	提案品目 12品	提案品目 12品	提案品目 12品	

V. 中期3カ年計画アクションプラン

1. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への取り組み

活動方針	国産国消の実践と農業者の所得向上に向け、生産工程管理に基づく農業生産の拡大及び農業従事者の受け皿を広げる取り組みを通じて持続可能な農業基盤を確立し、安全安心な食料の安定供給を行います。
------	--

成果指標	重点施策	ターゲット	取組内容
販売品取扱高 61億4千万円	①水田活用米穀への取組	担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	関係機関と連携した栽培講習会・現地検討会を実施し、麦の品質・反収の向上と需要に基づく安定生産を図る
			主食用米の需給安定を図るため、地域再生協議会と連携した水田活用米穀を継続的に取り組む
	②農業生産工程管理に基づいた青果物の有利・直接販売拡大	担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	県内量販店や加工業者との直接販売ルートを開拓し、取扱いの拡大を行う
			重点市場や実需者と連携し、安定的な契約取引の確保と拡大を行う
			農業生産工程管理を組合員に普及させ、栽培体系の確立及び農産物の品質向上を行う
③労働力確保の支援	担い手経営体 中核的担い手	雇用を必要とする担い手を対象に第1産業ネットや農福連携事業を通じて、労働力の確保支援を行う	
④新規農業者の確保育成支援	多様な担い手	関係機関と連携し、就農相談や就農希望者の状況に応じた支援を行う	
直売所売上高 17億円	①消費者への情報発信	中核的担い手 多様な担い手	店舗間で連携を行い、商品の安定的な確保と買取販売の提案を行う
			LINE等のSNSを活用し、地場野菜のPRと直売所の集客力を向上させる
			旬の野菜を扱った収穫体験や地域の特産品等を取りそろえたイベントを定期的に開催し、集客力を向上させる
	②直売所出荷者の活性化	中核的担い手 多様な担い手	年間を通して出荷できる体系づくりと、栽培講習会を開催して、良質な品揃えの拡大を行う
農業に関心を持つ人・土日農業の人を対象に「作る喜び・売る喜びの入門塾」を開校して、直売所出荷者の新規加入を増加させる			
小学生などを対象とした食育活動を行い、直売所を通じて、学校給食の地元産野菜の取扱量を増加させる			
購買品供給高 39億円	①生産基盤の維持拡大	担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	新品種や新技術の提案、実証展示圃設置の提案を行い、生産者ニーズに即した支援を行う
	②トータル生産コストの低減	担い手経営体	早期予約と担い手直送規格による調達コスト削減を行い、大型規格農業の取扱量を増加させる
		担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	組合員へ最大限のメリットを提供するため、近隣JAと連携した生産資材の仕入れ強化を行う
		担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	SDGsの取組に基づき、環境に配慮したエコ・省力化資材の生分解マルチの取扱量を増加させる
		担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	土壌診断を適正に実施し、適正肥料投入によるコスト削減の取り組みを行う
	③省力化・低コスト機械及び資材の提案	担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手	ホームページ等を活用して中古農機の情報発信力を強化し、幅広い農業者向けの販売を行う
担い手経営体 中核的担い手 多様な担い手		農業ICTを搭載した農業機械の展示会や実演会を開催してスマート農業の提案を行う	
④担い手経営体等への出向く体制強化	担い手経営体 中核的担い手	関係機関と連携し、TAC活動による営農資材などの情報提供を行う	

目標達成による効果	責任部署	実績値 (近似値)	目標値 (KPI)			SDGs項目
			2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
J A 運営参画強化 組合員の意思反映	営農販売課 企画総務課	女性部・青年部 意見交換会(1回) 地区別説明会 (5地区各1回)	意見交換会 (各年1回) ふれあい委員会 (年2回) 地区別説明会 (年2回)	意見交換会 (各年1回以上) ふれあい委員会 (年2回) 地区別説明会 (年2回)	意見交換会 (各年1回以上) ふれあい委員会 (年2回) 地区別説明会 (年2回)	
J A 運営参画強化 組合員の意思反映	企画総務課	新規取組	調査実施 年2回	調査実施 年2回	調査実施 年2回	
J A 運営参画強化	企画総務課	新規加入 243人 ※R3.12末時点	新規加入 300人	新規加入 320人	新規加入 330人	
人材の育成	総務部	新規取組	研修参加 3人以上	研修参加 5人以上	研修参加 5人以上	
組合員サービス向上	くらしの相談課	年1回開催	年1回開催	年2回開催	年2回開催	
組合員サービス向上	貯金が替課 くらしの相談課	相談件数 270件	相談件数 280件 相談会 年12回	相談件数 290件 相談会 年12回	相談件数 300件 相談会 年12回	
人材の育成	貯金が替課 資金運用課	資格保有者 外務員37人 相続アド7人 農業6人	資格保有者 証券42人 相続アド9人 農業8人	資格保有者 証券47人 相続アド11人 農業10人	資格保有者 証券52人 相続アド14人 農業13人	
地域の活性化	信用共済部	年12回開催	信用共済合同の 相談会 年12回開催	信用共済合同の 相談会 年12回開催	信用共済合同の 相談会 年12回開催	
J A の情報発信	直販課 企画総務課	新規取組	支店・営農便り (年2回発行)	支店・営農便り (年3回発行)	支店・営農便り (年4回発行)	
直売所の活性化 地域の活性化	総務部 信用共済部 営農経済部	ドライブツアー 開催	年1回以上 開催	年1回以上 開催	年1回以上 開催	
地域の活性化	直販課 企画総務課	子ども食堂への 食材提供 (3地区)	食材提供 月1回	食材提供 月1回以上	食材提供 月1回以上	

2. 「地域の活性化」「組合員の意思反映」への取り組み

活動方針	組合員の声はJ A事業や活動へ反映される仕組みを実践します。また、総代の体制整備を行い経営参画の促進を図ると共に、准組合員を中心とした地域住民を「地域農業の応援団」と位置づけ、多様な組織と事業連携して直売所を軸とした地域活性化に取り組みます。
------	---

成果指標	重点施策	ターゲット	取組内容
組合員の意思反映 ①組合員との徹底的な対話 ②総代の体制整備 ③組合員加入の促進	多様なJ A組織・組合員とJ Aの徹底的な対話活動	正組合員	女性部・青年部との意見交換会、ふれあい委員会・地区別自己改革進捗説明会等を開催し、組合員との徹底的な対話活動を実践する
	組合員モニタリング・次世代総点検運動の実施	正組合員 准組合員	正・准組合員別、生産者別、総代等にアンケート調査等を実施して意見集約や事業利用状況を把握し、組合員組織の体制整備を行う
	J A各部署・関係組織等と連携した組合員加入の促進	組合員家族 地域住民	J Aバンク優遇プログラム対象者・直売所利用者・女性部員等を対象に組合員加入促進を行う
	組合員との対話を行い、事業へ活用できる中堅職員の総合提案力育成	正組合員 准組合員	環境変化に対応し、組合員との対話活動（会議や説明会等での進行役）を実践できる中堅職員を育成する
あらゆる世代の組合員対策 ①相続対策強化 ②次世代対策 ③総合提案力のある人材育成	あらゆる世代の組合員への対応強化	正組合員 准組合員	婚活イベント・終活セミナー・人形供養祭・花のコンサート等を開催し、あらゆる世代の組合員に向けた活動を展開する
	相続相談の機能強化	正組合員 准組合員 地域住民	相続相談会や相続セミナーを開催し、組合員・利用者の相続ニーズに対応する。次世代組合員対策として、新たに遺言信託事業を展開する
	資産運用・相続・農業融資などの職員の総合提案力向上	正組合員 准組合員 地域住民	投資信託商品を販売できる証券外務員の登録増加、相続アドバイザーや農業融資の資格取得を励行し、総合提案のできる職員を育成する
「地域農業の応援団」活動の展開 ①准組合員対策 ②多角的な情報発信 ③直売所からの食材提供 ④多様な組織と連携 ⑤SDGs活動の実践	SDGs・農業・地域への更なる貢献を通じた新たなJ Aファンづくり	准組合員 地域住民	准組合員をはじめ、信用・共済事業利用者向けの休日相談会を開催する
	地域の組合員・利用者向けにJ Aの魅力をPRできる情報発信を行う	正組合員 准組合員 地域住民	従来の広報（HP・広報誌・農業新聞）に加えて、SNSや支店・営農センター便り等を作成してJ A情報を発信する
	准組合員・地域住民の「地域農業の応援団」への取り込み	准組合員 地域住民	J A各事業部署・関係組織・行政・商工会・教育機関等と連携し、直売所を軸としたイベント活動を展開する
	子ども食堂や災害支援等による地域への食材提供	地域住民	J A関係組織と連携し、災害・炊き出し支援、管内の小中学生向けスポーツ大会、子ども食堂・フードドライブ活動への食材提供を定期的に行う

自己改革工程表

J A埼玉ひびきのは、これまで組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

主な自己改革の取り組みとして、重点市場や実需者と連携して直接販売・契約栽培の強化に取り組んだほか、生産者の直売所全店舗出荷による販売力強化、規格の簡素化による出荷作業の省力・低コスト化などの取り組みをすすめてきました。

この結果、平成30年に実施した「J Aの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、J A埼玉ひびきのは、地域になくなくてはならないJ Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針【下線項目はKPI設定】

- 1 訪問活動や説明会を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ・担い手経営体や中核的担い手などを対象として、主に次のことに取り組みます。
 - ア. 飼料用米・米粉等の取扱い拡大、イ. 青果物の有利・直接販売の拡大
 - ・中核的担い手や多様な担い手などを対象として、主に次のことに取り組みます。
 - ア. 県内量販店・加工業者との直接販売強化、イ. 直売所出荷者の活性化
 - ・必要とする全ての者を対象として、主に次のことに取り組みます。
 - ア. 生分解マルチの普及拡大によるコスト低減、イ. 農機導入価格の削減
 - ・「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
 - ア. 組合員加入の促進、イ. 地域の収穫イベント開催、ウ. S D G s 活動の取り組み
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C Aサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や地区説明会のみならず、地域に根ざしたJ Aを目指して准組合員懇談会などの仕組みを通じて「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJ A運営を実現します。これら組合員の評価を踏まえながら、事業の必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口動向は減少傾向にあり、農業者の高齢化が進展しております。農業経営体は5年前と比較すると全体として25%程度減少していますが、法人経営は30件増加しています。また、農業生産額は上昇傾向に推移していますが、当J Aの販売品販売高は、60億円前後で推移している状況です。

こうした情勢のなか、J A埼玉ひびきのは現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、5年後には25年前の広域合併以来初めて事業利益が赤字に転じる見通しとなりました。赤字の主な要因は営農経済事業にあり、営農経済事業の赤字額が信用共済事業の黒字額を上回る収支構造となっております。加えて、指導事業を除く経済事業全体の赤字額を、購買・販売事業が占めている状況にあります。

販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減により、健全で持続性のある経営を確保することが緊急の課題となっております。

J A埼玉ひびきの自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大

飼料用米・米粉等の取扱い拡大による所得増大			令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者：担い手経営体や中核的担い手など			目標	目標	目標
令和6年度	耕作面積90ha	1kgあたり 42.3円	85ha	88ha	90ha
県内量販店・加工業者との直接販売による経費削減			令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者：中核的担い手や多様な担い手など			目標	目標	目標
令和6年度	3,000万円	手数料削減率 3.8%	1,800万円	2,500万円	3,000万円
生分解マルチの普及拡大によるコスト低減			令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者：必要とする全ての者			目標	目標	目標
令和6年度	1,400本	10aあたり 2,000円	1,200本	1,300本	1,400本

組合員および地域の活性化

組合員新規加入拡大（農業振興の応援団の拡大）			令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和6年度	新規加入330人／年		年300人	年320人	年330人
直売所を基軸とした収穫イベントの開催			目標	目標	目標
令和6年度	年間15回開催		年15回	年15回	年15回

経営基盤の確立・強化

中堅職員の総合提案力育成			令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和6年度	15人育成（累計）		3人	5人	7人
組合員・利用者の利便性を考慮した金融店舗の機能再編			目標	目標	目標
令和6年度	営業店システム導入による事業集約		再編案の決定	営業体系整備	再編

組合員との対話・意思反映

項目	令和3年度計画	令和3年度実績	令和4年度計画
正組合員との訪問・対話（外務デー実施回数）	外務デー 12回 （毎月第2土曜実施）	外務デー 8回 ※コロナ禍による中止有	外務デー 12回 （毎月第2土曜実施）
自己改革説明会（回数、出席人数）	10回・1,300人 （5地区2回）	5回・348人 ※コロナ禍による中止有	10回・1,300人 （5地区2回）
准組合員懇談会（回数、出席人数）	—	—	1回・50人
組合員アンケート（人数）	—	—	総代567人

第25回 通常総代会 ご意見・ご質問票に関する回答

総代会議事進行のほか、組合員（総代）からその他のご意見・ご要望が寄せられましたので、下記のとおり回答いたします。

質問1：世界情勢の変化で輸入農産物の減少や高騰が懸念されております。JAは農産物の国産化を進めるため、どのような対応を行うのでしょうか？

回答1：当JAでは「誰一人取り残さない持続可能な未来づくり」を経営理念として、国消国産に向けた取り組み、直売所を核とした地域の活性化、多様な組織との連携などを盛り込んだ中期3ヵ年計画を策定し、実践してまいります。

質問2：6月に発生した降ひょうにより、管内の産地に大きな被害が発生しました。平成26年の雪害時には国などへの働きかけにより、特段の補助制度が創設され産地の再生につながりました。この度の降ひょう被害は局地的であるものの、被害を受けた農家の高齢化が一段と進んでいるため、産地維持のための迅速な対応が必要です。JAの対応策を伺います。

回答2：災害に遭われた生産者の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。JAでは被災直後から緊急対策会議を開き、迅速な被害調査を行ってまいりました。今般、埼玉県による特別災害の認定を受け、市町と県（農林振興センター）と連携して支援を行う予定です。また、生産者が一日も早く営農できるよう、JA独自の貸出金災害緊急対応要領を作成し、迅速な資金援助ができる体制を整えました。

質問3：コロナ禍で会議等の開催がなくなり、一般的な情報やJAの農業関連情報が受発信しづらくなってきています。職員による外務デーが毎月設定されておりますが、内容に非常に期待感が感じられません。外務デーは総ての事業、組合員・利用者との信頼関係を築く大切な事業だと思います。配布物だけの外務デーにならない様、もう一度見直しをしていただきたいと思います。

回答3：昨年度はコロナのまん延防止措置等が行政から発令され、JAとしても感染拡大防止の観点から、やむを得ず外務デーの中止や、配布物だけの対応をしてまいりました。当JAの経営理念として「協同組合理念を組合員とともに実現する」ことを実現目標に掲げ、「創意工夫」を職員テーマに位置付けております。ご指摘の通り、配布物だけの外務デーにならないよう、内容の創意工夫を心掛け、見直しを行います。

質問4：組合長によるトップセールスでJAをもっとアピールしていただきたいと思います。多忙な事は承知していますが、顔出しだけでも結構です。やはり、組合長の顔を見ながら意見を聞いてもらう、また組合長の意見、考え方を組合員・利用者全員に対して説明していただくのも必要であると感じます。

回答4：組合長を含む常勤役員が組合員の所へ訪問し、直接声を聴くことも、農業者の裾野を広げ、自己改革を遂行するうえでは必要であると感じております。コロナ感染が落ち着きましたら、常勤役員で検討し、実行してまいります。

質問5：自己改革プランでさまざまな改革を実施しておりますが、系統事業における手数料等の改革は検討されているのでしょうか。

回答5：当JAでは中期3カ年アクションプランを策定し、量販店等との直接取引拡大を行って生産者への手数料の引き下げや、近隣JAと連携した農業資材の価格引き下げを実現するなど、農業者の所得増大、農業生産の拡大に向けた自己改革に取り組んでおります。
ご質問にある系統事業の手数料改革につきましては、当JAとしても要望しておりますが、1JAだけでは対応ができません。今後も粘り強く継続して要望を申し入れてまいります。

質問6：部門別損益計算書によると農業関連事業以外は全て黒字で227,976千円の収益が上がったと記載されていますが、この収益はどのように使われるのですか。

回答6：収益につきましては、総代会において剰余金処分案として決議を行い、利益準備金、任意積立金、出資配当金、次期繰越剰余金として処理されます。

質問7：JA職員はかなり頑張っていると思いますが、中にはノルマが多く途中退職する者もいるようです。農協改革の下で職員に多大な負担がかかり、若い人材が育ちにくいのではないかと危惧しています。

回答7：令和4年度は事業の見直しを行い、職員の推進目標を緩和しておりますが、事業の利用者でもあり受益者でもある組合員の皆さまのために必要最低限の事業推進は行っております。
執行部では、職員組合側からの意見・要望も聞き、「働き方改革」を進めてまいります。

質問8：小学校に班旗（交通安全）の寄付や、タマネギの栽培支援などの文化事業をこれからも積極的に行ってほしい。

回答8：JAでは「地域の活性化」への取り組みとして、あらゆる事業において地域貢献活動を行っております。今後も「豊かで暮らしやすい地域社会実現」のため、様々な活動を行ってまいります。

◎総代会質問票におけるその他意見

下記の質問につきましては、それぞれ個別対応にて回答いたしました。
また事業に関する内容は、今後の説明会等において報告いたします。

- (1) 有価証券運用について
- (2) 役員報酬の計画額について
- (3) 出資配当について
- (4) 旧金屋支店の跡地について
- (5) 中期3カ年計画の内容について
- (6) 部門別損益計算書について
- (7) 直売所の価格設定について

JA埼玉ひびきの 主な事業取扱高(残高)の推移

○平成30年から令和3年度までの主な事業実績

(単位：千円、%)

区 分	項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	135,913	124,809	238,257	88,570
	経 常 利 益	272,767	247,195	349,446	228,480
	当 期 剰 余 金	178,599	153,271	202,501	167,366
	総 資 産	150,592,992	154,616,733	158,876,179	164,586,089
	純 資 産	9,366,421	9,453,021	9,633,036	9,277,794
	単体自己資本比率	16.75	15.99	16.31	17.26
信 用 事 業	貯 金	139,369,970	143,741,745	147,825,855	153,875,182
	預 金	114,429,181	116,024,031	113,761,484	104,315,522
	貸 出 金	18,401,684	18,155,507	19,127,653	20,877,156
	有 価 証 券	4,633,909	6,189,078	11,595,745	24,971,112
	国 債	2,564,236	2,949,747	5,696,749	11,488,440
そ の 他	2,069,672	3,239,331	5,898,995	13,482,672	
共 済 事 業	長期共済保有高	349,881,609	330,549,490	313,597,107	299,669,417
	短期共済新契約掛金	874,207	854,060	833,848	829,598
購 買 事 業	購 買 品 取 扱 高	4,687,704	4,670,190	4,556,581	4,688,536
販 売 事 業	販 売 品 取 扱 高	7,033,661	6,621,234	6,750,642	6,176,144
保 管 事 業	保 管 事 業 収 益	9,467	9,692	11,227	10,394
加 工 事 業	加 工 事 業 収 益	8,287	7,624	6,652	6,387
利 用 事 業	利 用 事 業 収 益	97,050	103,501	96,810	100,882
福 祉 事 業	福 祉 事 業 収 益	10,920	10,521	9,761	-
宅 地 等 供 給 事 業	宅 地 等 供 給 事 業 収 益	21,830	18,400	15,408	20,800
指 導 事 業	指 導 事 業 支 出	41,766	35,411	29,442	26,812

○平成21年以降の主な事業実績の推移

